

# 第76回札幌市緑の審議会

## 会 議 録

日 時：平成29年3月15日（水）午前9時30分開会  
会 場：S T V 北 2 条ビル 地下1階 会議室

## 1. 開 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 皆様、おはようございます。

本日は、年度末の何かとお忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第76回札幌市緑の審議会を開催いたします。

本日は、大高委員、下村委員、関委員、三上委員、森本委員から欠席する旨のご連絡をいただいております。

委員16名中、現在の出席委員数は11名であり、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定に定めます定足数である過半数に達しておりますので、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず一番上が「第76回札幌市緑の審議会次第」でございます。次に、「座席表」、「第19次札幌市緑の審議会委員名簿」、資料1の「方針案（素案）」、資料2のA4判横の「前回からの主な修正一覧」をお配りしております。

ご確認の上、資料に不備がございましたらお知らせください。

本日の審議会におきましては、前回に引き続きまして、札幌市公園整備方針（案）についてご審議いただき、ご意見やご指摘等を賜りたいと存じます。

それでは、近藤会長、進行のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 2. 議 事

○近藤会長 前回、皆様からいろいろご意見をいただき、今回、皆様のご意見を反映した修正版を作ってくださいましたので、それについて考えていきます。

それでは、事務局から前回の審議でいただいたご意見とその対応について、まず、第1章と第2章について説明をお願いします。

○事務局（西川みどりの推進課長） それでは、ご説明申し上げます。

初めに、お配りしております資料のご説明をいたします。

配付資料1の「方針案（素案）」は、本文中の青色の字になっているところが前回の審議会から修正した箇所です。また、資料2の「前回からの主な修正一覧」ですが、前回の審議でいただきましたご意見をどのように反映したかをご説明するものです。今回は、前回にどのようなご質問を受け、どのように修正したかという説明が主になりますので、資料1の方針案（素案）と資料2を併せてご覧いただければと思います。

次に、全体の構成や内容のご説明をいたします。

まず、1点目は、構成に関してです。

方針案（素案）の1ページ、資料2は1ページの一番上となります。

第1章と第2章の仕切りについての変更案です。

前回まで、第1章の「はじめに」には、①公園の効果、②現状、③目的、④位置づけ、

第2章の「基本的な考え」という構成でした。このうち、第1章の③の目的と④の位置づけを第2章に移動させ、第2章は、①目的、②位置づけ、③基本的な考え方といたします。併せて、「公園整備方針の策定」とタイトルを変えております。

構成の変更により、第1章では背景などの事実を記載した章、第2章では本方針の内容を記載する章とすることで流れがわかりやすくなると思われました。

次に、2点目ですが、こちらも構成に関してです。

方針案（素案）の2ページです。

これまで、第4章の4の「公園機能のさらなる充実へ」の章の取り扱いにつきまして、場所の問題やなくしたらよいのではないかというご提案をいただきました。そこで、修正案として、第4章の4の「公園機能のさらなる充実へ」の章はなくしまして、その中身の防災、景観、冬季間の利用の3項目を最も関連する第4章の3の「公園の施設に関する施策」に移動いたしました。また、第4章の施策に対応する第3章の将来像にこれに係る記載を加えておりますので、後ほどご確認ください。

資料2は2ページとなります。

次に、3点目は、章のタイトルについてでして、種類に関する施策ではなく、種類ごとの施策としたほうがよいとのご意見をいただきました。ご指摘のとおりでしたので、そのように修正いたしました。

次に、4点目は、全体に関することです。

前回の審議会では、最初に見取り図やキーワードを出したほうがわかりやすい、あるいは、章の頭にどういう方向性なのかを記載したほうがよいとのご意見がございました。そこで、前置きを記載し、前後のつながりを持たせたり、その章に書かれている内容を把握できるアウトラインを記載いたしました。特に、第4章は、ボリュームが多いので、アウトラインを意識しております。具体的な修正につきましては後ほどご説明いたします。

次に、5点目は、全体に関することです。

今が第何章なのか、読んでいてわかりづらいことから、章ごとに色分けしてみてもどうかとのご意見をいただきました。そこで、今のページが第何章なのかがわかるよう、ページの端にインデックスをつけることを考えております。修正はページ数が確定した後に行う予定ですが、イメージといたしまして、資料2の最後のページに都市計画マスタープランの例をつけました。白黒での印刷の場合も踏まえまして、このようにしたいと考えております。ページの端にインデックスをつけ、その下にページ数を載せる体裁です。

続きまして、方針案（素案）の表紙をご覧ください。

副題となっております「メリハリ」は、外来語ではないので、平仮名や漢字で表記すべきではないかとのご意見をいただきました。札幌市の公文書を取り扱う部署に確認したところ、ルールに従いますと、ご意見のとおり、「メリ」は平仮名、「ハリ」は漢字と送り仮名が正しいという見解でございました。

そこで、そのようにしようかと考えたのですが、本文素案の11ページをご覧ください。

中段に国の指針を引用しております、「公園ごとに、あるいは同一公園内でもその施設ごとに、その性格や目的とすべき管理水準に応じて、メリハリをつけることが望ましい」とあり、片仮名でございまして、これを変えることはできません。表記の混同を避けるため、また、強調の意味を込め、あえて片仮名で表記にしたいと考えました。

次に、方針案（素案）の9ページです。

枠の中の2行目の「施設量」という表現に関し、量ではないほうがよいのではないかとのご意見をいただきました。ほかに適切な言葉がないかと検討しましたが、施設量がふさわしいと判断し、そのようにさせていただきました。

以上が全体を通しての修正項目となります。このほかに、文言修正、漢字や平仮名の表記などの修正を行っております。また、用語注釈を追加したほか、資料編を作成いたしました。資料編につきましては後半でご説明いたします。

続きまして、第1章についてです。

方針案（素案）の8ページ、資料2は3ページとなります。

中段の説明文に中央区の公園が少ない理由やその経緯が記載されていないというご意見を頂戴いたしました。そこで、ご指摘のとおり修正いたしました。併せて、文章や図も変更しております。

次に、方針案（素案）の11ページです。

アセットマネジメントとストックマネジメントの違いがわかりづらい、また、関係性を示したほうがよいとのご指摘を頂戴いたしました。ストックマネジメントという言葉は国の指針から引用しておりましたが、本方針では必ずしも重要な言葉ではないと考え、混同を防ぐため、この言葉を本方針で用いることをやめました。そこで、ストックマネジメントのかわりに、施設の長寿命化を図るという表現に置き換えております。アセットマネジメントという文言については残しますが、それについては後ほどご説明いたします。

続きまして、第2章です。

方針案（素案）の12ページです。

この方針策定の目的について説明不足であり、さらに、つながりの悪さをご指摘いただきました。そこで、冒頭でもご説明いたしました前置き文の必要性を加味いたしまして、方針案（素案）の12ページで目的を丁寧に記載いたしました。前回の審議会の議論を基にしております。さらに、13ページでは、みどりの基本計画との関連がわかりやすくなるよう、施策の方向性の内容を記載した上、本方針で具体化されている箇所を記載いたしました。

次に、方針案（素案）の12ページ、資料2は4ページとなります。

アセットマネジメントの記載について、アセットマネジメントと本文の関連付けが必要である、また、アセットマネジメントはコラムではなく、全体の流れとして目的のところに記載してはどうかとのご意見をいただきました。そこで、アセットマネジメントにつきましては、コラムでの扱いをやめまして、目的の本文中に記載することといたしました。

さらに、用語説明は一般的な表現にいたしました。

次に、方針案（素案）の13ページです。

この方針策定の目的の説明といたしまして、前回まで、目的は、一つ目にみどりの基本計画の具体化、二つ目に総合的な整理としておりました。しかし、この二つは並列なのか、全て公園の魅力という一つの目的に含まれるのではないかとのご指摘をいただきました。そこで、ご指摘のとおり、公園の魅力の向上が一つの目的であり、総合的な整理は目的実現のために必要な手段であると考えられますことから、表現と次のページの図を修正しております。

第2章までの説明は以上でございます。

全体に関する内容の中で第3章や第4章以降に関することについてもご説明いたしましたが、前置き文やアウトラインについてはそのときにご審議いただければと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

前回いただいたご意見に対応するよう修正していただきましたので、特にご発言いただいた委員には、このような修正でよろしいかどうか、ご確認とご意見をいただきたいと思っております。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 後で説明すると言われましたが、それはいつご説明していただけるのですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 第3章以降の中身についてはこれから説明いたします。

○近藤会長 それでは、第1章と第2章についてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 職員の方が一生懸命やっていたので、大分よくなったと感じております。

それでは、札幌市からのご提案の修正内容について了解されましたので、次に移りたいと思っております。

引き続きまして、第3章の公園の将来像についての内容を確認し、ご意見をいただきたいと思っております。

○事務局（西川みどりの推進課長） 第3章の修正内容についてご説明いたします。

方針案（素案）の19ページ、資料2は4ページとなります。

19ページの「配置の将来像」の①と20ページの「街区公園の将来像」の①において、地域に必要な公園機能について、「確保されている」と「全て備わっている」という二つの表現があり、違いがわかりにくく、表現の使い分けを検討してはとのご意見を頂戴いたしました。そこで、19ページの「配置の将来像」のほうの表現を変更いたしました。なお、20ページの「街区公園の将来像」についてはそのままです。

次に、方針案（素案）の21ページです。

地域に必要な公園機能について、3ページの「公園の効果」で挙げられたものから5項目に絞った理由を記載すべきとのご意見をいただきました。そこで、ご指摘のとおり、5項目に絞った理由を記載した上で、注釈には身近な公園の新規整備方針を参照できるようにいたしました。また、「地域に必要な公園機能」の「地域」とはどのぐらいの広さなのかがはっきりイメージできないとのご指摘をいただきました。そこで、街区公園の規模がベースにございますので、半径250メートルと記載いたしました。

続きまして、資料2は5ページとなります。

街区公園の面積につきまして、1,000平方メートルという基準を「概ね」としたらどうかとのご指摘をいただきました。そのとおりでございますので、「概ね1,000平方メートル」と修正いたしました。また、面積に関することとして、狭小公園の定義を追加しております。

次に、方針案（素案）の27ページです。

公園種類間の活用につきまして、文章だけでは何を言っているのかがイメージできないというご意見を頂戴いたしました。そこで、ご意見を踏まえ、イメージ図を追加いたしました。

第3章の修正に関するご説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

これも同様に修正部分は青色の字で示されておりますので、特にご発言いただいた方には確認していただきたいと思えます。

○久保田委員 私が発言した部分ではありませんが、19ページの公園の配置の目標とする将来像の①の中の「配置的な未充足が解消されている」という意味がわかりにくいので、もう少し平易な表現にされてはどうかと思えます。

○近藤会長 万遍なく配置されているというような意味ですので、もうちょっとわかりやすく表現をお願いいたします。よく読めばわかるのですけれども、さっと理解しにくいので、文章を考えていただきたいと思えます。

○事務局（西川みどりの推進課長） もう少しわかりやすい表現を検討いたします。

○近藤会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、第3章について、「配置的な未充足が解消されている」という部分について修正をお願いすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、そのようにいたします。

次に、第4章の将来像の実現に向けた施策と第5章の運営にあたってについての説明をお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 第4章について説明いたします。

まず、方針案（素案）の29ページ、資料2は5ページとなります。

冒頭にもご説明いたしましたが、特に第4章では前置き文としてアウトラインを示しております。29ページには第4章の内容を、30ページには公園の配置に関する施設のアウトラインをフローで示しました。また、拡張と統合の関係性がわかりづらいとのご意見がありました。このフローにより、その関係が多少わかりやすくなったと考えております。

次に、方針案（素案）の32ページです。

ここから3ページにわたり、身近な公園の新規整備方針の概要について追加しております。中身はこれまで審議会でご審議いただいた内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

次に、方針案（素案）の36ページです。

統合に対応する機能分担の考え方がわかりづらいとのご意見をいただきました。そこで、中ほどの補注の四つ目の丸に機能分担が中心となる理由を記載しております。「公園密集地域の施策として『統合』の効果は大きいものの、その実現に課題が少なくないことから、現況の公園のまま、統合に近い効果を引き出すことが可能で実行性の高い『機能分担』を中心に実施します」というところです。

○近藤会長 いきなり統合するのは難しいので、できるだけ同じような効果が出るようにしたいということですね。

○事務局（西川みどりの推進課長） 次に、方針案（素案）の37ページです。

公園種類ごとの施策の初めにアウトラインを入れました。また、38ページには既存公園の整備方法のイメージを記載しております。前回の審議会でも記載する位置についてご指摘をいただきましたので、入れる場所を変えさせていただきました。

前回、種類ごとの施策につきまして、街区公園でも3種類に分かれるところがわかりにくいとのご指摘をございましたので、見やすくなるよう、一覧表を作りました。

次に、方針案（素案）の39ページ、資料2は6ページとなります。

街区公園の施策の中で、前回の案では、その他の街区公園の内容がわかりにくい状態でした。そこで、その他の街区公園も地域の核となる公園、機能特化公園と同じように強調するため、かぎ括弧をつけ、名称といたしました。また、40ページには街区公園の3分類の表を載せました。この表の追加に応じ、街区公園の施策における記載内容全体について整理いたしました。

これまで、地域の核となる公園、機能特化公園については特にご説明申し上げており、それ以外はその他の街区公園として位置づけておりましたが、それがわかりにくいということでしたので、その他の街区公園という位置づけも明記いたしました。

次に、方針案（素案）の41ページです。

機能特化公園について、安らぎのほか、高齢者や乳幼児のためのものだと追加するようなご意見がございました。また、「広場」と「やすらぎ」の書き方を統一してはどうかとのご意見もいただきました。さらに、広場は地域コミュニティーや子どもの自由な遊びな

どの表現とし、地域の核となる公園の機能との差別化を図る必要があるとのご意見をいただきました。そこで、ご指摘のとおり修正いたしました。ただ、ここでは、「自由」という言葉ではなく、「遊具に頼らない」という表現を用い、地域の核となる公園との差別化を図っております。

また、ここでは、冬季の雪よけについて、この方針に入れてしまってよいのかとのご指摘をいただきました。そこで、欄外に雪よけに関する現状を情報として記載いたしました。

次に、方針案（素案）の52ページです。

公園の施設に関する施策の説明について、冒頭に全体のアウトラインになる表を追加いたしました。

次に、方針案（素案）の53ページです。

（2）の札幌市公園施設長寿命化計画の活用の②ですが、安全規準につきましては前回まで第3章の将来像には記載しておりましたが、第4章の施策では何も触れておりませんでした。そこで、この項目で施策を追加し、記載することといたしました。

次に、方針案（素案）の55ページ、資料2は7ページとなります。

景観につきましては、冒頭でご説明いたしましたとおり、第4章の3の施設の施策のほうへ移動いたしました。前回の案でこの章にごさいました樹木に関する項目と合わせ、「緑と景観」という項目にしております。これは、札幌市みどりの基本計画におきまして、緑と景観が一つで示されておりますことから、その構成に合わせました。言葉の使い方に違いはありますが、内容は前回と変わりございません。

次に、方針案（素案）の57ページです。

冬季は屋外利用が基本という意味がわかりづらいというご意見をいただきました。そこで、文章と構成を整理し、この内容につきましては28ページの第3章の将来像に記載することといたしました。将来像といたしまして、冬季も屋外で公園が活用されているという記載としております。

第4章については以上でございます。

次に、第5章でございますが、ここでは大きな修正点はございません。

最後に、これまでの審議会でお出しできなかった資料編についてご説明いたします。

方針案（素案）の60ページをご覧ください。

構成でございますが、1として、本文中の資料となります各種資料です。

次に、2として、昨年度の審議会でご審議いただきました身近な公園の新規整備方針、3として、一昨年の審議会でおまとめいただきました札幌市公園施設長寿命化計画の策定に向けた公園施設の基本的な考え方についてを記載いたしますが、2と3はこの審議会でご確認いただいたものですので、本日は付けておりません。

次に、4として、本方針の策定の経緯といたしまして、審議会の審議内容や委員名簿を掲載いたします。

最後に、5として、今後実施いたしますパブリックコメントの内容について記載する予

定です。

この資料編のうち、方針案（素案）の63ページをご覧ください。

街区公園や地区公園などの大きさや誘致圏のモデル図があるとわかりやすいというご意見を頂戴いたしました。そこで、資料dとして、イメージ図を入れております。誘致圏については、街区公園が250メートル、近隣公園が500メートル、地区公園が1キロメートル、標準面積については、街区公園が2,500平方メートル、近隣公園が2ヘクタール、地区公園が4ヘクタールという比較のイメージ図となります。

説明は以上でございます。

ご審議ほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 この部分につきましても、特にご指摘やご意見をいただいた方に確認いただき、ご意見をいただきたいと思えます。

○事務局（西川みどりの推進課長） 一つ訂正がございます。

方針案（素案）の60ページをご覧ください。

身近な公園の新規整備方針は平成27年度緑の審議会でございます。併せて、その下は26年度緑の審議会となります。

申し訳ございませんでした。

○椎野副会長 1点、細かな文言の話です。

方針案（素案）の36ページです。

先ほどご説明いただいた白丸の四つ目の3行目の「実行性の高い機能分担」とありますが、これは「行」ではなく、「効」のほうが適切だと思えますが、いかがでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） そのとおりです。ありがとうございました。

○近藤会長 第4章と第5章について、ほかにご意見はございませんか。

○上田委員 確認です。

方針案（素案）の52ページの上の表についてです。

この中に記載されているページ番号は、今はちょっとずれているのですが、この後に合わせられるのですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） この後に合わせます。申し訳ございませんでした。

○近藤会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、まとめます。

細かな文言修正程度でしたので、今回は方針案（素案）について認めていただいたと判断したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 前回は難しいご指摘をいただいたため、大丈夫かなと思っていたのですが、本当に誠実に丁寧に対応していただいたという印象を持っております。

今後は、同意いただいた幾つかの修正点を修正し、私と事務局で最終的に確認し、皆様

にお送りしたいと思います。また、同時に、趣意書のような文書がありますので、それを私と札幌市で相談して作り、皆様にお送りし、再度ご確認いただきたいと思います。

それでは、以上で審議を終了いたします。

事務局に進行をお返ししたいと思います。

### 3. 閉 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 本日も年度末のお忙しい中、お集まりいただき、また、方針案（素案）のご確認をいただき、ありがとうございました。

後日、事務局から最終的な答申案をまとめ、お送りいたしますので、委員の皆様におかれましては、ご多忙の時期でまことに恐縮ではございますが、何とぞご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、答申後のスケジュールでございますが、今後の公園づくりに大きな影響を及ぼす計画がございます。そこで、札幌市内部の手續や議会への報告を経た後、夏ごろにパブリックコメントを実施し、市民意見の反映を行った上で、秋ごろの策定、施行を予定しております。

最後に、今後、委員の皆様にご審議賜りたい案件が生じましたら早急にご案内いたしたいと思いますが、現在の予定では、本日が今期最後の審議会となる予定でございますことから、みどりの推進部長の北原からご挨拶を申し上げます。

○北原みどりの推進部長 皆さん、どうもありがとうございました。

終わりに当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

札幌市公園整備方針を作った動機は、昭和の時代から平成にかけては公園を造る時代でしたが、そこから方向転換して、今ある公園をどうするかに軸足が移ったからです。その根拠となっていた都市公園法施行令に公園の標準配置の考え方が記載されていたのですが、それが削除され、参考資料扱いとなりました。また、それに基づいて札幌市で作っていた住区整備基本計画というものがあり、これは住宅地に道路、公園、学校をどう適正に配置するかというものですが、これも事実上廃止され、部門ごとに必要なものを考えなさいとなりました。

そこで、我々といたしましては、今の時代にふさわしい今後の公園のあり方を示す基本的な考え方を整理しなければならなくなったため、ご審議いただいた次第でございます。

今回、答申をいただく前提がようやく整った段階で、この後、庁内議論や議会とのやりとり、市民へのパブリックコメントを経て初めて成案となりますので、これで終わりではありません。ただ、こういった時代の中で仕事をしてきて、私は3月いっぱい退職することになりましたが、退職前に審議会から成案を受けることができたのは感慨深いものがあります。前回のとき、どうなるのかと思ったのですが、事務局でも頑張りましたし、近藤会長にも時間を割いて見ていただき、多くのアドバイスをいただきました。本当にありがとうございました。また、委員の皆様からもいろいろなやりとりの中でアドバイスをい

ただいたことに心から感謝申し上げます。

近藤会長を初め、半分ぐらいの委員は6月で任期が切れます。審議会委員は3期6年が期限となっております。この6年間、我々の仕事にご協力をいただき、まことにありがとうございました。また、委員の立場を離れても、公園やみどりの行政に引き続きご協力をいただきたいと思います。残られる委員につきましては、この後の議論の場があると思いますので、その節には私どもの仕事のためになるようなアドバイスをいただければと思います。

本日は、まことにありがとうございました。

○事務局（西川みどりの推進課長） 以上をもちまして、第76回札幌市緑の審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上